

現代社会

第5問 現代社会の授業で、格差社会について学習したハヤシさんは、子どもの貧困に関する新聞記事を目にした。そこで「子どもの貧困」というテーマで探究学習を進め、レポートを作成することとした。次の問い(問1～3)に答えよ。(配点 11)

問1 ハヤシさんは図書館で貧困の考え方について調べ、次のメモにまとめた。また日本における相対的貧困の実態を統計情報のポータルサイトで調べ、後の表1・表2を見つけた。表1は、日本の相対的貧困率の状況、表2は、子どもの相対的貧困率の国際比較であり、経済協力開発機構(OECD)加盟国のうち3か国とOECD平均の状況を示している。メモと表1・表2から読み取れることとして最も適切なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 28

メモ

貧困には絶対的貧困と相対的貧困がある。絶対的貧困とは、人として最低限の生活を送ることが難しい状態を指す。例えば、その日の食べるものに困ったり、住む場所が無かったりする状態が当てはまる。

相対的貧困とは、それぞれの国の生活水準において、相対的に貧しい状態にあることを指す。多くの人にとっての標準的生活を送ることができない状態であり、社会問題として注目を集めている。OECDの基準では、等価可処分所得の中央値の半分を貧困線とし、貧困線に満たない等価可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率としている。

等価可処分所得とは、税金・社会保険料等を除いた手取り収入を世帯員数の平方根で割ったものである。この計算により、各世帯の人員数による生活上のコストの違いを調整している。

表1 日本における相対的貧困率(2012年, 2015年, 2018年)

	相対的貧困率(%)	子どもの相対的貧困率(%)	中央値(万円)	貧困線(万円)
2012年	16.1	16.3	244	122
2015年	15.7	13.9	244	122
2018年	15.4	13.5	253	127

(注) 子どもの相対的貧困率とは、子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯で生活する子どもの割合を示している。

厚生労働省「国民生活基礎調査」(厚生労働省 Web ページ)により作成。

表2 子どもがいる現役世帯における相対的貧困率の国際比較

	大人が一人(%)	大人が二人以上(%)
デンマーク	9.7	3.5
日本	48.3	11.2
アメリカ	45.7	14.9
OECD 平均	31.9	9.4

(注1) OECD加盟国のうち、デンマーク、日本、アメリカ、OECD平均のみを掲載した。

(注2) OECD平均は、OECD加盟国の入手可能な最新の値の平均値である(2021年8月時点)。デンマークとアメリカは2017年の数値であり、日本は2018年の数値である。

(注3) 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、17歳以下の子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合を示している。

OECD, *Family Database* (OECD Web ページ)により作成。

- ① 日本では、相対的貧困率は2012年、2015年、2018年いずれも15.0%を超えている。また2018年の相対的貧困率の15.4%という値は、等価可処分所得が253万円に満たない者の比率で算出されている。
- ② 日本では、2012年に比べて2015年、2015年に比べて2018年の子どもの相対的貧困率は低くなっている。2018年には、10人に1人未満の子どもが貧困線に満たない世帯で生活している。
- ③ 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、アメリカでは「大人が一人」の世帯員と「大人が二人以上」の世帯員の差が、30ポイント以上である。一方、デンマークでは、両類型の世帯員の相対的貧困率の差が、10ポイント以下である。
- ④ 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、日本では、「大人が二人以上」の世帯員は、OECD加盟国の平均との差が5ポイント以下である。一方、「大人が一人」の世帯員の相対的貧困率は、OECD加盟国の平均より10ポイント以上低い。

現代社会

問 2 ハヤシさんは、新聞記事の内容について理解を深めようと思い、子どもを支援している団体の代表、市役所の福祉課の職員、大学の社会福祉学部の先生を訪ね、聞き取り調査を行った。そして、聞き取った内容を次の図にまとめた。

図中の **a** には【問題 1】に対応した取組みが、 **b** には【問題 2】に対応した取組みが入る。 **b** に当てはまる取組みを、後のア～エからすべて選んだとき、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑨のうちから一つ選べ。 **29**

図 聞き取り調査のまとめ

【相対的貧困の背景】

2000 年代以降、所得格差が広がり相対的貧困が深刻化している。

【相対的貧困の深刻化により子どもに生じている問題】

【問題 1】 教育の機会不平等

低所得世帯の子どもは、就学の継続や進学が難しく、十分な教育を受けられない傾向がある。

【問題 2】 社会的な孤立

低所得世帯の子どもは、生活上の経験が不足したり、人とのつながりが希薄になったりする傾向がある。

【子どもに生じている問題に対する官民の取組み】

a

b

【官民の取組みを推進するための法律】

子どもの貧困対策法（2013 年に制定）

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策の推進を目的としている。

- ア** 低所得世帯のなかには、家事や家族の世話、介護に追われ、友達や周囲の人との関係が疎遠になり、誰にも頼ることができない子どもがいる。この問題に対処するため、日常的に家事や家族の世話、介護を行う子ども(ヤングケアラー)を支援する活動として、訪問相談を行う自治体がある。
- イ** 部活動の練習が忙しいため、放課後に勉強の時間を思うように確保することができず、志望する学校への進学が見込めない子どもがいる。この問題に対処するため、希望する子どもを対象に、休日に有料の補習を行い、学力の向上を支援する学校がある。
- ウ** 多くの子どもは、生活のなかで旅行や遊園地に行ったことがある。しかし費用を捻出できず、学校行事以外で旅行や遊園地に行ったことがない子どもがいる。この問題に対処するため、NPOが自治体の助成金を活用しキャンプを開催したり、企業が社会貢献として遊園地へ招待したりしている。
- エ** 十分な学力があるにもかかわらず、経済的理由により自分が住んでいる都道府県外の大学への進学を諦める子どもがいる。この問題に対処するため、ある県では、低所得世帯の子どもを対象に、県外の大学に進学した場合の給付型奨学金制度を設けている。

- ① アとイとウ
- ② アとイとエ
- ③ アとウ
- ④ イとエ
- ⑤ ウとエ
- ⑥ ア
- ⑦ イ
- ⑧ ウ
- ⑨ エ

現代社会

問 3 ハヤシさんは、レポート作成のために現代社会の授業で中間発表を行った。

次の会話文は、中間発表を終えたハヤシさんとフジタさん、先生とのやり取りである。 A ・ B に入る記述ア～エの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

フジタ：ハヤシさんの発表を聞いて、日本は国際的にみても子どもの相対的貧困が深刻であることが分かりました。貧困によって生み出される様々な問題もあるんですね。

先生：子どもの貧困問題には、多様な側面がありますね。では、子どもの貧困問題の解決に向けて、どのようなアプローチが考えられますか。

フジタ：子どもの貧困問題の根本的原因は、やはり世帯ごとの経済的不平等にあると考えています。経済的不平等を是正するためには、政府が所得再分配の機能を果たすことが大事だと思います。また、その際に再分配の方法だけではなく、誰がどのように負担するかということにも配慮すべきですね。私は、低所得層にとって負担が大きくなりえない経済的不平等の改善方法が適切だと考えるので、 A ことが大事だと思います。

ハヤシ：私は、経済的不平等はすぐに解決できる問題ではないと考えるので、貧困をきっかけとして起こっている問題を優先して対応すべきだと思います。それには、行政の取組みも重要ですが、地域の人々が主体的に問題を解決していくことも大事だと考えます。地域の人々の取組みとしては、 B ことが大事だと思います。

先生：ハヤシさんの発表で、子どもの貧困問題の解決は単純ではないことが分かりましたね。フジタさんは、社会保障政策に共通する財源問題についても触れていましたが、解決には様々な方法があることを示唆しています。異なる視点に基づく議論も反映させて、レポートを作成してみてくださいね。

- ア 所得税の累進性を高める
- イ 消費税の逆進性を利用する
- ウ 福祉の担い手を公的機関に集中させ、その職員が福祉サービスの提供を一元的に担うことで、子どもの社会参加を促進する
- エ NPO や学生、高齢者などの多様な担い手が、福祉活動に参画することで、子どもの社会参加を促進する

- ① A－ア B－ウ
- ② A－ア B－エ
- ③ A－イ B－ウ
- ④ A－イ B－エ
- ⑤ A－ウ B－ア
- ⑥ A－ウ B－イ
- ⑦ A－エ B－ア
- ⑧ A－エ B－イ